

藤沢市教育振興基本計画の改定について

藤沢市教育振興基本計画（平成27年度～平成31年度）を次のとおり定める。

2015年（平成27年）1月14日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田早苗

藤沢市教育振興基本計画（平成27年度～平成31年度）

別紙のとおり

#### 提案理由

この議案を提出したのは、教育基本法第17条第2項に基づき定めた本市の教育振興のための施策に関する基本計画を改定する必要がある。

#### 参 考

教育基本法 抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則 抜粋

(委任事項)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属すると認めるとき又は委員会において要求があったときは、その限りではない。

(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。